

議第105号

呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(呉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 呉市職員の給与に関する条例(昭和27年呉市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第1号中「413,300円」を「413,800円」に改める。

第14条の4第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第14条の5第2項第1号中「100分の80」を「,6月に支給する場合においては100分の80を,12月に支給する場合においては100分の90」に改め,同項第2号中「100分の37.5」を「,6月に支給する場合においては100分の37.5を,12月に支給する場合においては100分の42.5」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

第2条 呉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「職員」の次に「（一般職給料表8級の適用を受ける職員については、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員）」を加え、同条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条第3項を次のように改める。

3 扶養親族一人当たりの扶養手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号の表に定めるとおりとする。

(1) 一般職給料表8級の適用を受ける職員

扶養親族の区分	扶養手当の月額
前項第2号に掲げる扶養親族	10,000円

(2) 一般職給料表7級又は医療職給料表4級の適用を受ける職員

扶養親族の区分	扶養手当の月額
前項第1号に掲げる扶養親族	3,500円
前項第2号に掲げる扶養親族	10,000円
前項第3号から第6号までに掲げる扶養親族	3,500円

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員

扶養親族の区分	扶養手当の月額
前項第1号に掲げる扶養親族	6,500円
前項第2号に掲げる扶養親族	10,000円
前項第3号から第6号までに掲げる扶養親族	6,500円

第8条第1項中「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「第2号又は第4号」を「第2号、第3号又は第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項中「、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」を削り、「前項ただし書」を「この場合において、前項ただし書」に改め、「（扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第14条の4第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

第14条の5第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の80を、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の37.5を、12月に支給する場合においては100分の42.5」を「100分の40」に

改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年呉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中

「

371,000
419,000

」を「

372,000
420,000

」に改める。

第8条第2項中「100分の217.5」とあるのは「100分の157.5」を「100分の227.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年呉市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第11条中「介護休暇」の次に「, 介護時間」を加える。

第14条第1項及び第2項を次のように改める。

介護休暇の区分及び期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で重度の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下この条及び次条において「介護対象家族」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 介護対象家族の各々が介護を必要とする一の継続する状態(以下この条において「介護状態」という。)ごとに6月の期間内において必要と認められる期間

(2) 前号の場合における介護休暇(次項において「第1号介護休暇」という。)の全期間を取得した後において、なお当該介護対象家族の介護状態が継続しており、その介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 介護状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間

2 第1号介護休暇は、3回以内に限り、その6月以内の期間を分割して取得することができる。

第14条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第14条の2 介護時間は、職員が介護対象家族の介護をするため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休

暇とする。

2 介護時間を請求することのできる期間は、介護対象家族の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で、必要と認められる期間とする。

3 介護時間については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

第15条の見出し及び同条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

(呉市職員退職手当支給条例の一部改正)

第6条 呉市職員退職手当支給条例(昭和38年呉市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第14条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者については、同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第14条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

(呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年呉市条例第38号)の一部を次のように改正する。

付則第3項の表平成28年4月1日から平成29年3月31日までの項中「100分の7」を「100分の7.04」に改め、付則第4項の表平成28年4月1日から平成29年3月31日までの項中「100分の4」を「100分の4.04」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、第3条及び第7条の規定 公布の日

(2) 第5条及び第6条の規定 平成29年1月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成29年4月1日

2 第1条の規定による改正後の呉市職員の給与に関する条例(以下「平成28年給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職

員の採用等に関する条例（以下「平成28年任期付職員条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の呉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第7条の規定の適用については、同条第1項中「職員（一般職給料表8級の適用を受ける職員については、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員）」とあるのは「職員」とし、扶養親族一人当たりの扶養手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

扶養親族の区分	扶養手当の月額
改正後の給与条例第7条第2項第1号に掲げる扶養親族	10,000円
改正後の給与条例第7条第2項第2号に掲げる扶養親族	8,000円
改正後の給与条例第7条第2項第3号から第6号までに掲げる扶養親族	6,500円

備考 職員に配偶者がいない場合は、扶養親族のうち一人については9,000円（子がある場合はその子について10,000円）とし、その場合の届出及び支給方法については、なお従前の例による。

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における改正後の給与条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「職員（一般職給料表8級の適用を受ける職員については、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員）」とあるのは「職員」とし、扶養親族一人当たりの扶養手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

扶養親族の区分	扶養手当の月額
改正後の給与条例第7条第2項第1号に掲げる扶養親族	6,500円
改正後の給与条例第7条第2項第2号に掲げる扶養親族	10,000円
改正後の給与条例第7条第2項第3号から第6号までに掲げる扶養親族	6,500円

- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の給与条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「職員（一般職給料表8級の適用を受ける職員については、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員）」とあるのは「職員」とし、扶養親族一人当たりの扶養手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号の表に定めるとおりとする。

- (1) 一般職給料表8級又は一般職給料表7級若しくは医療職給料表4級の適用を受ける職員

扶養親族の区分	扶養手当の月額
改正後の給与条例第7条第2項第1号に掲げる扶養親族	3,500円
改正後の給与条例第7条第2項第2号に掲げる扶養親族	10,000円
改正後の給与条例第7条第2項第3号から第6号までに掲げる扶養親族	3,500円

(2) 前号に掲げる職員以外の職員

扶養親族の区分	扶養手当の月額
改正後の給与条例第7条第2項第1号に掲げる扶養親族	6,500円
改正後の給与条例第7条第2項第2号に掲げる扶養親族	10,000円
改正後の給与条例第7条第2項第3号から第6号までに掲げる扶養親族	6,500円

(給与の内払)

- 6 平成28年給与条例又は平成28年任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の呉市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ平成28年給与条例又は平成28年任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市長への委任)

- 7 第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(提案理由)

国家公務員の給与に関する人事院勧告等に準じた給与の改定を行うとともに、雇用保険法等の一部を改正する法律による民間労働法制の改正、人事院勧告等を踏まえ、介護休暇等制度の拡充を図る等のため、この条例案を提出する。